

子育て世帯への臨時特別給付の趣旨について

- 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上(注1)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち(注2)に1人当たり10万円相当の給付を行います。

(注1)扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

(注2)平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

- 赤井川村では、12月16日より先行給付金（5万円）の支給を行い、1月12日以降には追加給付金（5万円）の支給を行う予定です。

※ 今回の給付金については、可能な限り迅速に支給を開始いただくよう、

- ・ 中学生以下は、令和3年9月分の児童手当受給者（8月31日時点で子供を養育している者）
- ・ 高校生等は、令和3年9月30日時点で子供を養育している者

を基準として支給することとしており、離婚等によりこの基準の前後で養育者が異なる場合、子供たちを現在養育している方に届かないことがあります。

上記の給付金の趣旨は、離婚の場合等であっても変わるものではありませんので、上記の基準前後で養育者が異なる場合には、子供たちにとって望ましい使途についてよく話し合っていただくなど、子供たちの未来を拓く観点から子供たちのためにご活用いただけるよう受給者の皆様にはご協力を願いします。